

1

第6節 年金と税金

公的年金・企業年金にかかる所得税・住民税の計算

POINT

- ①公的年金（国民年金・厚生年金）、企業年金は「公的年金等」に含まれ、雑所得として課税されます。
- ②雑所得の計算をする際に、公的年金等控除の適用があります。

1 雜所得

国民年金・厚生年金の老齢年金、普通恩給、厚生年金基金や確定給付企業年金等の企業年金からの老齢給付、国民年金基金からの老齢年金、確定拠出年金からの老齢給付金などは、「公的年金等」に含まれます。

公的年金等の収入で、老齢や退職を支給事由とする年金は、その収入金額から公的年金等控除額を差し引いた残額が、雑所得として課税されます。公的年金等控除額は、受給者の年齢と支給された公的年金等の収入金額に応じて決まります。

$$\text{公的年金等に係る雑所得の金額} = \text{公的年金等の収入金額} - \text{公的年金等控除額}$$

公的年金等控除額の速算表

(単位：万円)

受給者の年齢	公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等控除額		
		「公的年金等に係る雑所得」以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満	130万円未満	60	50	40
	130万円以上 410万円未満	$(A) \times 25\% + 27.5$	$(A) \times 25\% + 17.5$	$(A) \times 25\% + 7.5$
	410万円以上 770万円未満	$(A) \times 15\% + 68.5$	$(A) \times 15\% + 58.5$	$(A) \times 15\% + 48.5$
	770万円以上 1,000万円未満	$(A) \times 5\% + 145.5$	$(A) \times 5\% + 135.5$	$(A) \times 5\% + 125.5$
	1,000万円以上	195.5	185.5	175.5
65歳以上	330万円未満	110	100	90
	330万円以上 410万円未満	$(A) \times 25\% + 27.5$	$(A) \times 25\% + 17.5$	$(A) \times 25\% + 7.5$
	410万円以上 770万円未満	$(A) \times 15\% + 68.5$	$(A) \times 15\% + 58.5$	$(A) \times 15\% + 48.5$
	770万円以上 1,000万円未満	$(A) \times 5\% + 145.5$	$(A) \times 5\% + 135.5$	$(A) \times 5\% + 125.5$
	1,000万円以上	195.5	185.5	175.5

2018年度税制改正により、世代内、世代間の公平性を確保する観点から、控除額に上限が設けられるとともに、年金以外の所得金額が高い場合には控除額の引き下げが行われました。

2 雜所得の税金

雑所得は、他の所得と合算した上で税額が計算されます（総合課税）。他の所得（給与所得・不動産所得等）の大小によって、公的年金等に係る所得税の額が変動します。

年金受給者の税引後手取額（概算）

(1)年齢 65 歳未満

公的年金等の収入金額	税引後手取額
100 万円	100 万円
200 万円	188 万円
300 万円	277 万円
400 万円	364 万円
500 万円	447 万円

(2)年齢 65 歳以上

公的年金等の収入金額	税引後手取額
100 万円	100 万円
200 万円	193 万円
300 万円	278 万円
400 万円	364 万円
500 万円	447 万円

※収入が公的年金等のみであり、所得控除は基礎控除のみと仮定した場合の、所得税、復興特別所得税および住民税が差し引かれた後の手取額。住民税の均等割は考慮していない。

2

第6節 年金と税金

確定給付企業年金と税金

POINT

- ①事業主が負担した確定給付企業年金(DB)の拠出部分は、法人税の計算上損金算入が認められ、加入者本人である従業員が負担した拠出部分は本人の生命保険料控除の対象です。
- ②年金払の老齢給付金は、雑所得(公的年金等控除の適用あり)となります。

1 確定給付企業年金

確定給付企業年金制度には、規約型と基金型の2種類があります。

加入できるのは、サラリーマンで、勤務先が確定給付企業年金を実施する場合です。

2 掛金拠出時

掛金は事業主負担を原則とし、事業主が負担した拠出部分は法人税法上全額損金算入が認められ、拠出を受けた従業員に対しての給与課税はありません。加入者本人である従業員が負担した拠出部分は、本人の所得税・住民税の計算上、生命保険料控除の適用を受けます。

3 年金受取時

①老齢給付金を受給した場合

確定給付企業年金に基づく老齢給付金の受給方法	老齢給付金の所得税・住民税の取扱い
年金として受給	公的年金等に該当し、雑所得
一時金として受給 (年金規約に定めがある場合)	(イ) 一時金が加入者の退職に基因：退職所得 (ロ) (イ)以外：一時所得

②脱退一時金を受取った場合

脱退一時金は、加入者が、死亡以外の理由によって加入者の資格を喪失し、かつ、規約で定められた脱退一時金の支給要件を満たす場合、その加入者に支給されます。当該脱退一時金は、一時所得となります。ただし、加入者の退職によるものは、退職所得となります（上記①参照）。

③障害給付金を受取った場合

年金規約で障害給付金の支給が定められている場合、障害給付金を請求できます。所得税・住民税は課税されません。

④遺族給付金を受取った場合

年金規約で遺族給付金の支給が定められている場合において、加入者または確定給付企業年金の老齢給付金を受給中である人等が死亡したときは、その遺族に遺族給付金が支給されます。

加入者の死亡退職により支給される遺族給付金は、所得税・住民税は課税されませんが、みなし相続財産である退職手当金等として相続税の課税対象となります。また、既に老齢給付金を年金で受給している者が死亡し、遺族が遺族給付金を受給する場合もみなし相続財産として相続税の課税対象となります。

3

第6節 年金と税金

確定拠出年金と税金

POINT

- ①事業主が負担した拠出部分は、法人税の計算上全額損金算入が認められ、加入者本人である従業員が負担した拠出部分は全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の対象です。
- ②年金払の老齢給付金は、雑所得（公的年金等控除の適用あり）となります。

1 確定拠出年金

①制度の概要

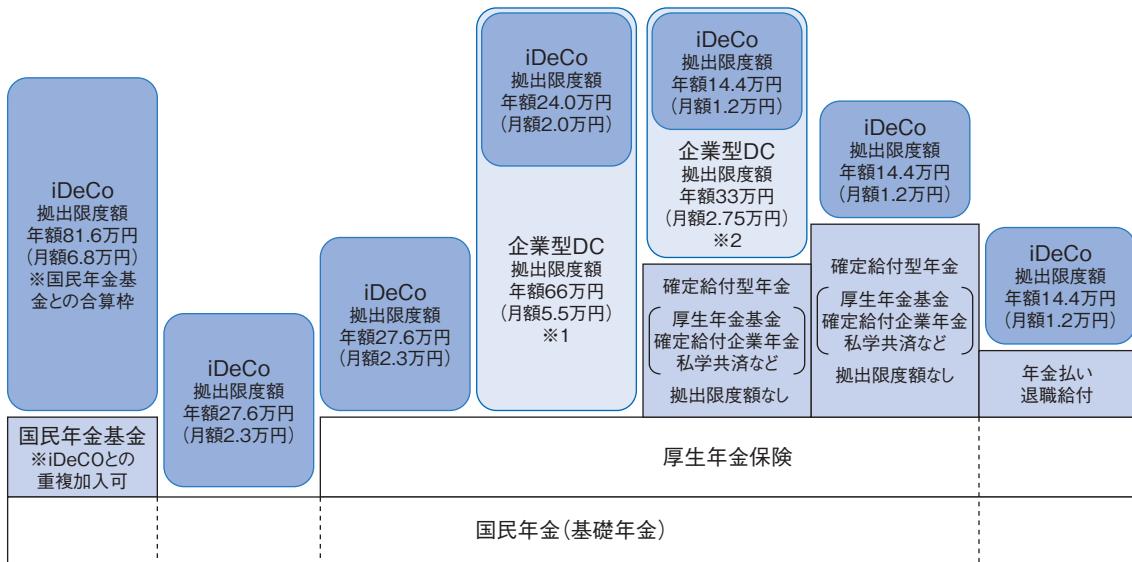
確定拠出年金制度は、個々の加入者が積立金の運用方法（預貯金・信託・株式・生保・損保等）を自ら選定し、その運用実績に応じて給付額が変動する制度です。企業が実施するものを「企業型」、個人が任意に加入するものを「個人型」といいます。いずれも原則として60歳未満の人が加入対象です。

「企業型」の加入対象者は、勤務先が企業型確定拠出年金を実施するサラリーマンです。「個人型」の加入対象者は、自営業者等（国民年金第1号被保険者）で国民年金保険料を全額払っている人、第3号被保険者、公務員および企業年金加入者等です。

掛け金は、企業型は企業、個人型は個人が拠出します。なお、企業型の掛け金は、年金規約に定めがある場合には、サラリーマン個人が掛け金を上乗せ拠出できます（いわゆる「マッチング拠出」）。ただし、サラリーマンが拠出できる上乗せの掛け金は、企業の拠出額以下かつ企業とサラリーマンの掛け金合計が掛け金限度額以下であることが必要です。掛け金限度額は企業型と個人型とで異なり、さらに加入者の状況によって異なります。

なお、2020年6月以降の制度改正については **P.77** をご参照ください。

②確定拠出年金の対象者・拠出限度額と他の年金制度との関係



※1 企業型DCのみを実施する場合は、企業型DCへの事業主掛金の上限を年額42万円(月額3.5万円)とすることを規約で定めた場合に限り、個人型DCへの加入を認める。
 ※2 企業型DCと確定給付型年金を実施する場合は、企業型DCへの事業主掛金の上限を年額18.6万円(月額1.55万円)とすることを規約で定めた場合に限り、個人型DCへの加入を認める。

2024年12月以降に確定拠出年金に加入する場合、拠出限度額が以下のように変更されます。

- ①企業型DCの事業主掛金額…月額5.5万円–DB等の他制度掛金相当額 (経過措置あり)
- ②iDeCoの掛金額 (上限2万円)…月額5.5万円–(各月の企業型DCの事業主掛金額+DB等の他制度掛金相当額)

2 掛金拠出時

企業型確定拠出年金(DC)の場合、事業主が負担した拠出部分は法人税法上全額損金算入が認められ、拠出を受けた従業員に対しての給与課税はありません。個人型確定拠出年金(iDeCo)の場合および企業型の加入者が掛金を上乗せ拠出した場合、加入者本人が負担した拠出部分は全額所得控除(小規模企業共済等掛金控除)の対象です。

3 運用時

確定拠出年金の運用段階では、収益、利子等の運用益は所得税・住民税ともに非課税扱いとなります。企業型・個人型確定拠出年金の個人別管理資産残高に対しては、特別法人税が課税されますが、2026年3月末までに開始する事業年度までは課税が凍結されています。

4 転職・退職時

確定拠出年金制度では、個人ごとに年金資産が管理されており、転職・退職時には、原則として個人別資産を移換して、60歳まで運用を続けることとなります。

5 年金受取時

①老齢給付金を受給した場合

老齢給付金の受給方法	所得税・住民税の取扱い
年金として受給	公的年金等に該当し、雑所得
一時金として受給 (年金規約に定めがある場合)	(イ) 一時金が加入者の退職に基因: 退職所得 (ロ) (イ)以外: 一時所得

②障害給付金を受取った場合

加入者および加入者であった者で、個人別管理資産を保有する者が、一定の障害状態になった場合、障害給付金を請求できます。受取った障害給付金には、所得税・住民税は課税されません。

③死亡一時金を受取った場合

加入者および加入者であった者で、個人別管理資産を保有する者が死亡した場合には、その者の遺族に死亡一時金が支給されます。この死亡一時金に所得税・住民税は課税されませんが、みなしお相続財産である退職手当金等として相続税の課税対象となります。また、既に老齢給付金を年金で受給している者が死亡し、遺族が死亡一時金を受給する場合もみなしお相続財産として相続税の課税対象となります。

④脱退一時金を受取った場合

確定拠出年金では、加入者が60歳前に任意に脱退することはできませんが、企業型加入者が退職する際に個人別管理資産がきわめて少額である場合など、一定の要件に該当すれば、脱退一時金を請求し制度から脱退できます。この脱退一時金は、原則として一時所得として所得税・住民税の課税対象となります。

4

第6節 年金と税金

年金受給者の申告と納税

POINT

公的年金等について源泉徴収された税額がある場合は、確定申告を行い、精算します。ただし、公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、その他の所得金額が20万円以下であるときは、確定申告不要です。

1 確定申告が必要な年金受給者

公的年金等の支払いを受けるときは、原則として収入金額から受取る年金に応じて定められている一定の控除額を控除した額に5.105%を乗じた税額が源泉徴収されます。

公的年金等に係る雑所得の金額から基礎控除その他の所得控除額を控除し、その金額に基づいて計算した税額から源泉徴収税額を控除して残額のある人は、原則として確定申告をしなければなりません。

ただし、公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、その他の所得金額が20万円以下であるときは、確定申告をしなくても良いこととされています。なお、確定申告が不要とされるのは所得税についてであり、住民税については、確定申告が必要です。

2 確定申告すれば還付等を受けられる年金受給者

本来支払うべき税額よりも多い金額を源泉徴収されている人は、確定申告をすることにより、その差額分の還付を受けることができます。

毎年10月以降に日本年金機構から公的年金等の受給者の扶養親族等申告書(はがき)が送付されます。提出期限までに提出しないと、翌年の所得税の各種控除に反映されず源泉徴収税額が多くなってしまいます。

*公的年金等の源泉徴収票

令和XX年分 公的年金等の源泉徴収票												
支払を受けた者 住所又は居所 (フリガナ) 氏名	東京都新宿区～											
	ヤマダ イチロウ		生年 月日		明治	大正	昭和	平成	令和			
	山田 一郎				20	甲	8	月	2	日		
区分	支 払 金額				源 泉 徴 収 税 額							
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	二 円				千 円							
所得税法第203条の2第2号・第6号適用分	2 7 2 7 1 6 7				4 5 7 9 8							
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分												
所得税法第203条の4第7号適用分												
本 人	源泉徴収対象扶養親族の有無				控除対象扶養親族の数		源泉徴収対象扶養親族の有無		障害者の数		本法人が 支払する 支給額の うちの 割合	社会保険料の額 支給額の うちの 割合
職 別 その他の 障害者 者	ひとり親	寡婦	一般	老人	特定	老人	その他の 扶養親族	内	内	内	内	内
			*		A	人	1	人	人	人	人	人
源泉徴収対象配偶者					源泉徴収対象扶養親族					源泉徴収の扶養親族		
性別	ヤマダ ハナコ	区分	ヤマダ タロウ	区分								区分
氏名	山田 花子		山田 太郎									
(前項)					(前項)					(前項)		
支 払 者		法 人 番 号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9									
		所 在 地	東京都千代田区～									
		名 称	〇〇年金基金									
											電話 番号	03～

公的年金等の収入金額
(源泉徴収前の年金合計額)

所得税・復興特別所得税
の源泉徴収税額

(注) 受給者交付用では公的年金等の支払を受ける方、控除対象配偶者および控除対象扶養親族の個人番号（マイナンバー）は記載されません。

公的年金等の源泉徴収票には、年間の支給総額や源泉徴収税額、所得控除の内容などが記載されています。

その年の所得が年金収入のみで、源泉徴収がされている場合、公的年金等の収入金額が400万円以下であれば、所得税の確定申告は不要です。ただし、生命保険料控除や医療費控除などが受けられる場合は、確定申告をすることにより、源泉徴収税額の還付を受けることができます。

コラム column

企業年金・個人年金制度の見直し

1 内容

2020年度税制改正により就業期間の長期化に対する支援や、自らの選択によって高齢期の経済基盤の充実を図ることができる環境整備を進めるため、確定拠出年金法等が見直されました。

60歳以上の方が就業する場合や、65歳以上の方が引き続き就業を継続する場合に合わせて、確定拠出年金制度に加入できる年齢が企業型は70歳未満まで個人型は65歳未満まで引き上げられました。

また、老後の生活設計を考えながら年金受給のタイミングを選択できる範囲を拡大させるため、年金受給開始時期が75歳まで引き上げられました。

現行の税制上の取り扱いは維持されます。

2 確定拠出年金法等の主な改正内容と適用時期

- ① 確定拠出年金制度等の加入可能年齢が拡大されました。
- ② 老齢給付金の受給開始時期の上限年齢が延長されました。
- ③ 企業型確定拠出年金加入者の個人型確定拠出年金制度への加入要件が緩和されました。
- ④ 企業年金・個人年金制度間の年金資産の持ち運び(ポータビリティ)が改善されました。

<確定拠出年金法等の主な改正内容>

改正内容	種類	対象制度	改正前	改正後	適用開始時期
加入可能年齢の見直し (掛け金拠出期間の延長)	企業型	DC	厚生年金被保険者のうち 65歳未満の者	厚生年金被保険者 (70歳未満)	2022年5月
	個人型	DC (iDeCo)	国民年金被保険者のうち 60歳未満の者	国民年金被保険者(※)	
受給開始時期の 選択肢拡大	企業型	DC	60歳～70歳の間で選択	60歳～75歳の間で選択	2022年4月
	個人型	DC (iDeCo)	60歳～65歳の間で選択	60歳～70歳の間で選択	
iDeCoへの 加入要件緩和	企業型	DB	60歳～65歳の間で選択	60歳～70歳の間で選択	2020年6月
	企業型	企業型DC 加入者	労使合意に基づく規約の 定めがある企業に限定	労使合意に基づく規約の 定めが無くとも加入可能	
ポータビリティの改善	企業型	DB	iDeCoへの移換は不可	DBの終了時、 iDeCoへの 移換が可能に	2022年5月
		DC	通算企業年金制度への 移換は不可	退職時、 通算企業年金制度への 移換が可能に	

DC：確定拠出年金 DB：確定給付企業年金 iDeCo：個人型確定拠出年金

※国民年金被保険者 第1号被保険者、第3号被保険者：60歳未満、任意加入被保険者のみ 65歳未満 第2号被保険者：65歳未満